

環境水道課からのお知らせ

第61回「水道週間」の実施について

【水道週間とは】

6月1日～6月7日までの1週間にわたり、第61回水道週間が実施されます。

水道週間は、水道についての理解と関心を深めてもらうことを主眼とし、国や道をはじめ各市町村の水道事業者などによって、さまざまな広報活動を実施するものです。

そこで今回は、八雲町水道（簡易水道含む）事業の現状と水道使用にかかる注意点についてお知らせします。

【八雲町水道事業の現状】

給水人口の減少により給水収益（水道料金収入）は減少傾向にある一方で、配水管や浄水場などの水道施設については老朽化が進んできており、今後これら老朽施設の更新には多額の事業費がかかることが予想されます。

八雲町水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、町民皆さまに安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、各種見直し検討を行いながら健全な事業運営に努めていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

【水道使用にかかる注意点】

○水道開始・中止などの届け出を忘れずに開始・中止などの届け出をしないと、水道料金の未払いや過払いとなる場合がありますので、水道使用の変更がある場合には必ず役場に届け出てください。

○漏水や排水つまりの場合

家庭の水道トラブルにかかる修理については、個人の対応へなります。また、夜間や休日に業者に修理を依頼した場合には、割増料金がかかることもあり、緊急度を勘案して依頼してください。

○水道料金は納期内に納めてください

料金未納の場合には、督促の案内を出さなければならず、余計な経費がかかります。正しく納めていただいている方に迷惑をおかけすることになりますので、水道料金は必ず納期内に納めてください。

なお、どうしても納期内に納められない場合には役場に相談してください。何の相談もなく料金の滞納が続く場合には、やむを得ず水道を止めることとなりますので、ご注意願います。

【問い合わせ先】

環境水道課業務係

☎0137-63-2020



平成30年度情報公開制度等の運用状況

情報公開条例および個人情報保護条例に基づく平成30年度の運用状況は、次のとおりでしたのでお知らせします。

【請求内容】 《平成30年4月1日～平成31年3月31日》

区分	請求件数	公開件数		非公開件数	不存在件数	異議申し立て状況	審査会の開催状況
		全部公開	一部公開				
情報公開	3件	3件	0件	0件	0件	なし	なし
個人情報	24件	24件	0件	0件	0件	なし	なし

[情報公開] 協定書に関する書類、危険物施設に関する書類

[個人情報] 要介護認定に関する書類

【問い合わせ先】

総務課総務係

☎0137-62-2111

がんサロン (茶話会) のお知らせ

【日時】

7月10日(水)

午後1時30分～3時

【場所】

八雲総合病院南棟5階

【内容】

・単運動（フレイル予防）と茶話会（参加費200円）

※申込不要

【共催】

八雲町、八雲総合病院、八雲保健所

【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

・八雲総合病院

地域医療連携課

☎0137-63-2185

・八雲保健所企画総務課企画係

☎0137-63-2168